

吹情個審答申第72号  
令和7年10月29日  
(2025年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 高橋 明男

吹田市情報公開条例第17条に基づく諮問について（答申）

令和6年4月10日付け6吹税納第945号で諮問を受けました「平成28年3月1日から平成29年6月30日までの期間、及び平成30年5月・6月・10月に、誓約等のあった分割納付・納期限後納付に係る誓約書・計画書・明細書等。以下「本件文書」という。」の公文書公開請求に対する令和5年11月24日付け5吹税納第945号による公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、以下のとおり答申します。

記

## 第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）に対する市長（以下「実施機関」という。）の本件決定に係る特定した公文書、公開しない部分及び理由は、妥当である。ただし、その公開の方法については、妥当とは言えず、本件決定に係る特定した公文書を全て公開するべきである。

## 第2 審査請求に至る経緯概要

### 1 平成30年11月28日付け公文書公開請求

請求人より、平成28年3月1日から平成29年6月30日までの期間、及び平成30年5月・6月・10月に、誓約等のあった分割納付・納期限後納付にかかる誓約書・計画書・明細書等の公開を求める公文書公開請求があった。

### 2 平成30年12月12日付け公文書非公開決定

実施機関は、次のとおり公文書を特定した上で、公文書の非公開を決定。  
(特定した公文書)

当該期間及び当該月に制約等のあった分割納付・納期限後納付に係る、分割納付誓約書又は分納（換価猶予）誓約書、経過詳細一覧又は経過記録及び滞納繰越課税

簿、納付計画書、納付計画明細書

(公開しない理由)

条例7条5号該当（地方税法第22条における地方税の徴収に関する事務に従事している者がその事務に関して知り得た秘密にあたるため）

3 平成30年12月21日付け審査請求

請求人は、次のとおりの趣旨と理由で審査請求。

(審査請求の趣旨)

当該決定処分の取消しを求める

(審査請求の理由)

当該決定処分が法令の適用・解釈等が誤っているため

4 令和5年10月18日付け答申

当審査会は、答申第60号において次の内容を結論として答申。

請求人に対する実施機関の本件決定は妥当ではなく、分割納付誓約書及び分納（換価猶予）誓約書の誓約部分のうち、個人に関する情報及び法人等に関する情報を除いた部分（※誓約文、誓約日）を公開すべき。

5 令和5年11月13日付け裁決

実施機関は、答申を受け、次の内容を主文として裁決。

公文書非公開決定に係る処分のうちの「分割納付誓約書及び分納（換価猶予）誓約書」に係る決定を取り消し、当該情報の誓約部分のうち、個人に関する情報及び法人等に関する情報及び法人等に関する情報を除いた部分を公開する。その他の処分に関する審査請求は棄却する。

6 令和5年11月24日付け公文書部分公開決定（再決定）

実施機関は、令和5年11月13日付け裁決をして取り消した部分について、再度、部分公開を決定。

### 第3 審査請求の経過及び審査過程

1 本件審査請求は、上記第2審査請求に至る経緯概要6の本件決定がなされたところ、この決定に対して請求人が実施機関に対して審査請求を行ったものである。

2 当審査会事務局（以下「事務局」という。）から請求人に対して令和6年4月24日付けて「弁明書に対する反論書等の提出について」の通知（6吹市総第5024号）を送付し、反論書と口頭意見陳述を希望する場合は口頭意見陳述申立書を期限までに提出するよう求めたところ、請求人から同年5月14日付けにて口頭意見陳述申立書の提出があった。一方、反論書については提出しない旨の回答があった。

- 3 実施機関は、令和7年4月25日に開かれた当審査会において、本件決定の理由と背景を説明した。
- 4 請求人は、令和7年7月3日に口頭意見陳述を行い、実施機関及び当審査会委員との間で質疑応答がなされた。

#### 第4 請求人の主張要旨

- 1 請求人は、本件審査請求に係る審査請求書において、おおむね以下の理由により本件決定に対して審査請求すると主張した。
  - (1) 審査請求の趣旨  
行政の違法行為を看過できないため。
  - (2) 審査請求の理由  
手続の違法に加え、通知等での虚偽説明、裁量権の逸脱・濫用の違法、外、多重の法令違反であるため。
- 2 また、口頭意見陳述において請求人は、おおむね以下の主張を行った。
  - (1) 実施機関は、令和5年11月13日付けの裁決（以下「裁決」という。）の主文にある内容に沿った公文書の公開を行っていない。  
個人に関する情報及び法人等に関する情報を除いた部分、個人と特定されない情報は公開すべきである。
  - (2) 他市においては、個人に関する情報及び法人等に関する情報以外の情報は公開されているが、吹田市ではそれがなされていない。
  - (3) 過去に納税課より年度別の分割納付の件数は情報提供を受けたが、月別件数については集計していないとして情報提供を受けられなかった。

- 3 令和7年8月22日付けの意見書において請求人は、おおむね以下の主張を行った。
  - (1) 納税事務は各自治体が行う共通の事務であり、本来全国一律の取り扱いが求められるにもかかわらず、同じ事務の文書について、自治体ごとに公開可否やその範囲が大きく異なる現状は、自治体間格差を生じさせている。
  - (2) 大阪府においては公開されている文書を吹田市においてのみ恣意的に制限することは、情報公開制度の趣旨に反し、裁量の逸脱・濫用にあたる疑いが強い。
  - (3) 答申第60号における審査会の結論の記載内容が、大阪府の開示実例では体現されている。改めて、吹田市に公開範囲の見直しと是正を求めて欲しい。

#### 第5 実施機関の主張要旨

- 実施機関は、本件審査請求に係る弁明書において、おおむね以下の理由により本件決定は妥当であると主張した。
- (1) 非公開決定から審査請求を経て部分公開決定に至るまでについて

本件審査請求における特定した公文書の内容は、地方税法第22条における地方税の徴収に関する事務に従事している者がその事務に関して知り得た秘密にあたる。そのため条例第7条第5号に該当するとして、平成30年12月に公文書非公開決定を行ったが、同月、請求人から同決定の取り消しを求める審査請求がなされた。

それを受け、実施機関は平成31年1月に当審査会に諮詢し、令和5年10月25日付で同審査会の答申第60号を参考に、前述の審査請求における公文書非公開決定に係る処分のうちの「分割納付誓約書及び分納（換価猶予）誓約書」に係る決定を取り消し、当該情報の誓約部分のうち、個人に関する情報及び法人等に関する情報を除いた部分を公開とする部分公開決定を行った。

## （2）部分公開決定の理由について

特定した公文書の内容について、条例第7条第5号以外の規定により非公開とすべき情報の有無について検討した結果、いずれの文書にも条例第7条第1号、第2号、第4号ア（「検査」、「取締り」又は「交渉」）に該当する情報が認められた（「分割納付誓約書」は条例第1号、第2号のみ該当）。

これらの情報は、地方税法第22条により保護される実質秘と解され、条例第7条第5号「法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」にも該当する。

以上のことと鑑み、特定した公文書のうち「分割納付誓約書及び分納（換価猶予）誓約書」における個人に関する情報及び法人等に関する情報を除いた部分については、条例第7条第1号等で規定される非公開とする情報には該当しないが、それ以外の部分については、いずれも条例第7条第1号等で規定される非公開とする情報であるため、部分公開決定を行った。

## （3）公文書公開に係る手段について

特定した公文書のうち「分割納付誓約書、分納（換価猶予）誓約書」の誓約部分について、個人に関する情報及び法人等に関する情報を除いた部分である「誓約文」、「誓約日」のみの情報を公開する決定を行った。

しかし、公開の対象となる公文書の数は約14,000枚と膨大な量であり、「誓約文」は、個々に違いはなく、また「誓約日」は、日付のみの記載となるため、請求人に対し、交付する公文書については、新システムに係る文書となる「分割納付誓約書」、旧システムに係る文書となる「分納（換価猶予）誓約書」の写し各1部とし、別途指定等がある場合は連絡を求める内容で電子メールを送信したが、回答がなかった。

実施機関としては、上記の内容に異議がないものと判断し、「分割納付誓約書」、「分納（換価猶予）誓約書」の各々1部の写しを請求人に交付した。

# 第6 審査会の判断理由

## 1 本件文書について

本件文書は、答申第60号において検討がなされた文書と内容に相違はない。一事不再理の原則により、当該文書において公開すべき範囲について異なる判断はなし得ない。当審査会は、請求人が令和7年8月22日付けの意見書において、答申第60号にお

ける審査会の結論の記載内容が体現されているとして示した大阪府の開示実例を見分し、本件文書とは異なる様式であり、答申第60号に基づいて公開された範囲を変更する根拠とはならないことを確認した。

また、令和5年11月13日付けの裁決の主文について見分し、「公文書非公開決定に係る処分のうちの「分割納付誓約書及び分納（換価猶予）誓約書」に係る決定を取り消し、当該情報の誓約部分のうち、個人に関する情報及び法人等に関する情報及び法人等に関する情報を除いた部分を公開することと「その他の処分に関する審査請求は棄却する」内容であることを確認した。

当審査会としては、実施機関が請求人に交付した「分割納付誓約書」、「分納（換価猶予）誓約書」において、前述の裁決の主文のとおりの公開がなされており、非公開とした内容について公開可能な箇所はないと判断し、実施機関の公開すべき範囲についての判断は妥当であると考える。

しかし、当該文書の写し各1部を請求人に交付した、その公開の方法については、妥当とは言えず、本件決定に係る特定した公文書を全て公開するべきである。

2 当審査会は以上の理由に基づいて、本答申の第1において示したとおりの結論に達した。

## 第7 付言

### 公文書の公開手法について

実施機関によると、本件において公開の対象となる分割納付誓約書と分納（換価猶予）誓約書の総数は、約14,000枚であり、それぞれの文書の公開する部分において誓約日の日付以外に差異はないものであるとのことであった。

審査会としても、実施機関が請求人に開示した分割納付誓約書と分納（換価猶予）誓約書の見本を確認した限り、それぞれの文書の公開する部分において誓約日の日付以外に差異はないことを確認している。

公開することに決定した公文書については、公開の対象となる公文書の総数に関わらず、その全てを公開しなければならないが、分割納付誓約書と分納（換価猶予）誓約書については、追加で公開すべき内容がない中で、誓約日の日付以外に差異はない公文書の総数約14,000枚を単純にその全てを公開することは、請求人及び実施機関に対して過度な負担を強いる結果になるものと思料する。

請求人は、口頭意見陳述の場において、過去に納税課に対して月別の分割納付件数の情報提供を依頼したが、年度別の集計しか実施していないとして情報提供を受けられなかつたことを述べている。

請求人に対して公文書公開請求において指定した期間の各月別の枚数を情報提供すること等の方法により、請求人が欲した情報を得ることになるのであれば、本件決定に係る特定した公文書を全て公開した時と同等の結果を得られるものと思料する。

実施機関においては、前述のような請求人の請求意図に資する情報提供をすることを検討されたい。